

# JFS-B Plus監査及び適合証明プログラム規程案

Ver. 1.0

※監査及び適合証明プログラム文書 と異なる点は赤字で示す。

一般財団法人 食品安全マネジメント協会

2024年XX月XX日

## 目次

1. 総則 .....	1
1.1 目的.....	1
1.2 本プログラム規程の特徴.....	1
1.3 基準文書及び対象セクター .....	1
2. プログラムオーナーに関する規則.....	2
3. 監査会社への要求事項 .....	2
4. 監査及び適合証明 .....	2
5. 要員に関する要求事項.....	2
5.1 監査員・判定員の力量 .....	2
5.2 監査員の登録要件.....	2
5.3 判定員の登録要件.....	3
5.4 監査員・判定員の登録の一時停止 .....	4
5.5 監査員・判定員の登録の取消 .....	4
5.6 力量評価員に対する要求事項 .....	4
付属書1 監査工数の決定.....	5
付属書2 指摘事項への対応手順.....	5
付属書3 基準文書及び対象セクター .....	5
付属書4 適合証明の適用範囲、食品安全に係る業務経験（監査員・判定員への要求事項） .....	5
付属書5 監査員・判定員の食品安全に係る業務経験.....	5

## 1. 総則

### 1.1 目的

JFS-B Plus規格監査及び適合証明プログラム（以下、「本プログラム規程」という。）は、**JFS-B Plus規格**の要求事項に適合した食品安全管理の取組を実施していることを、一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、「JFSM」という）が承認した監査会社が、第三者監査をして適合性を証明するためのプログラム規程である。**JFS-B Plus規格は、JFS-B規格に、食品関連事業者が国際的な業界団体が策定した、食品安全におけるCapability buildingのためのプログラムの組織向け要求事項を追加した規格である。**

なお、本規程は、最新のJFS監査及び適合証明プログラム文書（以下、「適合証明プログラム文書」という）の特例を定めたものであり、本規程に定めのない事項については、適合証明プログラム文書の定めに従うものとする。

### 1.2 本プログラム規程の特徴

本プログラム規程は、監査を行う監査員が監査において組織に対する指導・助言を行うことができること、監査会社によるコンサルティングを実施できることが大きな特徴である。監査とコンサルティングの独立性を確実にし、監査の公平性を保つことで第三者監査としての信頼性を確保することとしている。

また、本プログラム規程による監査と適合証明を通じて、フードチェーン全体における食品安全管理システムを標準化し、コーデックス委員会が推奨するHACCPへの取り組みを促進し、食品安全管理レベルのさらなる向上と食品安全に関わるコストの最適化に貢献することを目指している。適合証明書は、組織の取引先に対してJFS規格の要求事項への適合性を証明する証明書として使用することができ、適合証明書を発行する監査会社には、適合証明書の適切性及び有効性に責任が発生する。

本プログラム規程はJFSMが開発したものであり、本プログラム規程に係る著作権その他の権利はJFSMに帰属する。

### 1.3 基準文書及び対象セクター

**本プログラム規程において組織を監査する基準文書として、JFS-B Plus規格の規格要求事項を用いる。セクターコードは、セクター：CI～IV/Kとする。**

## 2. プログラムオーナーに関する規則

適合証明プログラム文書による。

## 3. 監査会社への要求事項

適合証明プログラム文書による。

## 4. 監査及び適合証明

適合証明プログラム文書による。

## 5. 要員に関する要求事項

### 5.1 監査員・判定員の力量

適合証明プログラム文書による。

### 5.2 監査員の登録要件

#### (1) 初回登録

監査会社は、監査員が5.1の力量を持っていることを、次に定める方法により評価し、その評価を裏付ける文書とともにJFSMIに監査員の登録を申請し、JFSMIは監査員の力量を審査して登録する。

5.4 (1) ②もしくは(3)の要件により監査員・判定員の登録が一時停止となっている者及び5.5 (1)の要件により監査員・判定員の登録を取り消した者が初回登録を行う場合、一時停止・取消理由となった不適合の是正完了を確認し、その記録をJFSMIに提出しなければならない。

- ① 監査員の候補者が、過去10年以内にJFSMIが承認した研修機関が実施する**JFS-A/B規格監査研修及びJFS-B規格とJFS-B Plus規格の差分研修**（を修了したことを確認すること。もしくは、他の監査会社においてJFS規格の当該セクターの監査員として登録が有効となっていることを確認すること。
- ② 監査員の候補者が、HACCPを含む食品安全に係る監査・コンサルティングの経験を、それぞれ別の組織で3件以上持つことを確認すること。
- ③ 5.6に定める力量評価員が、JFSMIに登録の申請を行う日からさかのぼって1年以内に監査員の候補者の監査に立ち会って監査の力量があることを評価すること。
- ④ セクター（食品の製造セクターの場合にはサブセクター、以下同じ）ごとの食品安全に係る1年以上の業務経験があることを確認すること。監査もしくはコンサルティング経験は、それぞれ別の組織で3回の実施を1年の業務経験と同等とみなす。セクターごとの監査の力量があることを監査会社の責任者が確認すること。セクターごとの食品安全に係る業務経験については、適合証明プログラム文書に定める。

本項の②～④における監査には、HACCPを含む食品安全に係る内部監査、二者監査、代行二者監査、第三者監査および本プログラム規程文書に従って実施するJFS規格の模擬監査（適合証明は与えない）を含む。JFS規格の監査に訓練監査員候補生（適合証明プログラム文書 付属書6参照）として参加した監査も含む。

一人の監査員が同時に判定員の登録をすることは妨げられない。監査会社は、これらの評価の記

録を維持するとともに、JFSMからの求めがあった場合には、この記録をJFSMに提出しなければならない。

## (2) 登録維持

- ① 監査員は、監査の力量を維持するために、年1件以上の食品の製造セクターまたは化学製品の製造セクターのJFS規格（JFS-A/B/B Plus規格のいずれか）の監査を実施しなければならない。年1件以上の監査業務を実施していない監査員は、維持研修を修了しなければならない。
- ② 監査員は、監査に必要な知識を維持するために、年1回JFSMが提供する監査員・判定員試験に合格しなければならない。監査員・判定員試験に不合格もしくは未受験の場合には、フォローアップ研修を修了しなければならない。
- ③ 監査員は、JFSMの求めがある場合には、JFSMが指定する試験または研修を修了しなければならない。

## (3) 監査員の力量評価（JFS-A/B規格の監査員に対する要求事項）

監査会社は、5.6に定める力量評価員が、定期的に監査員の監査（JFS-A/B/B Plus規格のいずれか）に立ち合い、監査の技能を評価する仕組みをもたなければならない。この仕組みは、初回登録後3年以内に1度評価を実施し、以降は少なくとも5年に1度実施するものでなければならない。リスクに応じて（例：JFSMの事務所審査、苦情、判定におけるレビュー、内部監査におけるレビュー等で力量に疑義が生じた際等）、訓練もしくは再評価を行う仕組みを含むこと。

## (4) セクターまたはサブセクターの拡大 適合証明プログラム文書による。

### 5.3 判定員の登録要件

#### (1) 初回登録

監査会社は、判定員が5.1の力量を持っていることを、5.2（1）に加え、次に定める方法により評価し、その評価を裏付ける文書とともにJFSMに判定員の登録を申請し、JFSMは判定員の力量を審査して登録する。

- ① 判定員の候補者が、JFS規格またはHACCPを含むその他の食品安全マネジメント規格による監査実績があることを確認すること。
- ② 判定員の候補者が、JFSMに登録の申請を行う日からさかのぼって1年以内に、JFS規格またはHACCPを含むその他の食品安全マネジメントによる監査報告書の模擬判定を1件以上実施し、その内容を基に、5.6に定める力量評価員が、判定員としての技能を評価すること。

一人の判定員が同時に監査員の登録をすることは妨げられない。監査会社は、これらの評価の記録を維持するとともに、JFSMからの求めがあった場合には、この記録をJFSMに提出しなければならない。

#### (2) 登録維持

- ① 判定員は、判定の力量を維持するために、年1件以上の食品の製造セクターまたは化学製品の製造セクターのJFS規格（JFS-A/B/B Plus規格のいずれか）による判定を実施しなければならない。年1件以上の判定業務を実施していない判定員は、維持研修を修了しなければならない。
- ② 判定員は、判定に必要な知識を維持するために、JFSMが提供する監査員・判定員試験に合格しなければならない。監査員・判定員試験に不合格もしくは未受験の場合には、フォローアップ研修を修了しなければならない。
- ③ 判定員は、JFSMの求めがある場合には、JFSMが指定する試験または研修を修了しなければならない。

### (3) 判定員の力量評価

監査会社は、5.6に定める力量評価員による判定員の力量評価を、少なくとも3年に1回実施する仕組みをもたなければならない。評価の仕組みには、リスクに応じて（例：JFSMの事務所審査、苦情、内部監査におけるレビュー等で力量に疑義が生じた際等）、訓練もしくは再評価を行う仕組みを含むこと。

#### 5.4 監査員・判定員の登録の一時停止

適合証明プログラム文書による。

#### 5.5 監査員・判定員の登録の取消

適合証明プログラム文書による。

#### 5.6 力量評価員に対する要求事項

適合証明プログラム文書による。

#### 付属書1 監査工数の決定

初回監査、定期監査、更新監査については、適合証明プログラム文書付属書1に定める監査工数に、事前文書監査・現地監査を併せて少なくとも0.25人日追加しなければならない。

その他の要件は適合証明プログラム文書による。

#### 付属書2 指摘事項への対応手順

適合証明プログラム文書による。

#### 付属書3 基準文書及び対象セクター

適合証明プログラム文書による。

#### 付属書4 適合証明の適用範囲、食品安全に係る業務経験（監査員・判定員への要求事項）

適合証明プログラム文書による。

#### 付属書5 監査員・判定員の食品安全に係る業務経験

適合証明プログラム文書による。

附則  
改定履歷